

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

親族とパートのみが従事している場合の所得拡大促進税制の適用について

《内容》

A社は惣菜食料品の小売業を営んでいる同族企業で、従業員は経営者とその家族及びパート・アルバイト（1人当たりの就業時間は週20時間未満）となっています。今期は商品の売れ行きが好調で、そのためにパート・アルバイト代は倍増しています。

このような場合、A社のパート・アルバイトの店員は、いわゆる一般被保険者に該当しないと思いますが、倍増したパート・アルバイト代に対して所得拡大促進税制は適用できるのでしょうか。

『答』

労働基準法上、賃金台帳には、正社員、アルバイト、パート、日雇い等のいずれも記載することとされていますから、A社がパートとアルバイトについて賃金台帳に記載していれば国内雇用者となりますので、それらに対するパート代とアルバイト代は雇用者給与等支給額となり、所得拡大促進税制の適用要件を満たす場合には、所得拡大促進税制の特例の適用は認められます。

(解説)

1 所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次のイからハまでの適用要件をいずれも満たす場合には、次の①又は②のいずれか小さい金額を限度として法人税額の特別控除ができるものです（措法42の12の4）。

(適用要件)

イ 適用年度の「雇用者給与等支給増加額」 \geq 「基準雇用者給与等支給額」 $\times 2\sim 5\%$

(注) 25.4.1～27.3.31の間に開始する適用年度は2%、27.4.1から28.3.31の間に開始する適用年度は3%、28.4.1～29.3.31の間に開始する適用年度は4%（中小企業者等は3%）、29.4.1～30.3.31の間に開始する適用年度は5%（中小企業者等は3%）です。

ロ 適用年度の「雇用者給与等支給額」 \geq 前年度の「雇用者給与等支給額」

ハ 適用年度の「平均給与等支給額」 $>$ 前年度の「平均給与等支給額」

(控除限度額)

次のうち、いずれか小さい金額

- ① 雇用者給与等支給増加額を基準とした金額 (雇用者給与等支給増加額 \times 10%)
- ② 当期の法人税額を基準とした金額 (当期の法人税額 \times 10%、ただし、中小企業者等については20%)

2 労働基準法上、賃金台帳には、正社員、アルバイト、パート、日雇い等のいずれも記載することとされていますから、A社がパートとアルバイトについて賃金台帳に記載していれば国内雇用者となりますので、それらに対するパート代とアルバイト代は雇用者給与等支給額となります。したがって、A社のように当期のパート代とアルバイト代が倍増した場合には、上記1の適用要件のイとロは満たすことが考えられます。

なお、法人の役員はいうまでもなく、その特殊関係者は国内雇用者から除かれますから、A社においても経営者とその家族に対する支払給与は雇用者給与等支給額に含まれません。

3 次に、上記1の適用要件ハの平均給与等支給額は、①適用年度である当期において損金算入される国内雇用者に対する給与等の支給額のうち継続雇用者に係る金額(雇用保険法60条の2に規定する一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者に対して支給したものを除く。以下、「継続雇用者給与等支給額」といいます。)を、②その継続雇用者給与等支給額に係る給与等支給者数(各月ごとの給与の支給の対象となる継続雇用者数の合計)で除して計算した金額をいいます(措法42の12の4②六、措令27の12の4⑪⑫)。

雇用保険法では、①65歳に達した日以後に雇用される者、②1週間の所定労働時間が20時間未満の者及び③同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者以外のものを被保険者と定義し(雇用保険法4、6①)、その被保険者のうち高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く者を一般被保険者と規定しています(措令27の12の4⑪、雇用保険法60条の2①一)。

したがって、パートとアルバイトで週20時間以上働かない者は一般被保険者に当たりません。

4 ご質問のケースのように国内雇用者に該当する者の全てが一般被保険者に該当しないパートとアルバイトであるときには、A社の継続雇用者給与等支給額は零ということになります。平均給与等支給額増加要件の判定に関しては、次のような計算規定が設けられています(措令27の12の4⑪⑫⑬⑭)。

すなわち、適用年度の平均給与等支給額の計算上は、継続雇用者給与等支給額が零の場合は、分子(継続雇用者給与等支給額)及び分母(継続雇用者給与等支給者数)はそれぞれ1とされ(措置法令27の12の4⑪⑫)、比較(前年度)平均給与等支給額の計算上においては、分

子（継続雇用者給与等支給額）は0（措置法令27の12の4⑬）、分母（継続雇用者給与等支給者数）は1とされます（措置法令27の12の4⑭）。

この結果、A社は上記1の適用要件ハ（平均給与等支給額の要件： $1 / 1 > 0 / 1$ ）は満たすこととなりますから、上記1の適用要件のイ及びロを満たす場合には所得拡大促進税制が適用できるものと考えます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。